

# 扶養事実申立書 I (認定対象者と扶養義務者との状況等)

- ・認定対象者が 組合員の配偶者(続柄①) 又は 配偶者以外の者で扶養手当を受給の者 のとき、この申立書は提出不要です。
- ・この申立書は、被扶養者申告書(認定対象者)を扶養すべき者(扶養義務者)の状況を確認するための書類です。  
認定対象者からみて、配偶者や父母、子等に当たる者について「いる・いない」等及びその者の状況を記入してください。
- ・認定対象者の年齢に関わらず、全ての設問を回答してください。  
ただし、「5. その他の扶養義務者の状況」は、認定対象者の続柄が②子③養子⑩配偶者の子のときは記入不要です。
- ・住民票の状況にかかわらず、実態が同居のときは「A. 実態同居」、実態が別居のときは「B. 実態別居」に○をしてください。
- ・組合員本人のほか扶養義務者がいるときは、組合員及び各扶養義務者の所得証明書等を添付してください。
- ・給与収入は所得証明書に記載の収入額としますが、変動がある場合は変動後の見込額がわかる契約書等を提出してください。
- ・年金、各事業収入等がある場合は、確認書類を添付してください。確認書類及び収入の計算方法は、被扶養者の収入と同様です。

組合員等 記号・番号	-		組合員 氏名				認定対象 者の氏名			
<b>1. 認定対象者を税法上、扶養にとっている者</b>				A. 組合員 B. 組合員以外の者 C. 扶養にとっている者はいない						
<b>2. 認定対象者の配偶者の有無及び状況</b>										
配偶 がい	配偶者の氏名等	氏名 ( 年 月 日生・ 歳)			認定対象者とは A. 実態同居 B. 実態別居					
	配偶者の加入して いる健康保険	A. 市町村の国民健康保険 B. 後期高齢者医療制度 C. その他 ( )	年間 収入	給与 万円	年金 万円	農業・事業・不動産 万円	他収入 万円	合計 万円		
	認定対象者を 扶養できない理由									
いな	理由に○を付し、 詳細を記入	A. 未婚 B. 離婚 ( 年 月頃) C. 死別 ( 年 月 日死亡/遺族年金は あり・なし ) D. その他 ( )								
	<b>3. 認定対象者の親・養親の状況</b>									
父	氏名	A. 実態同居 B. 実態別居 C. 死別 D. その他	年間 収入	給与 万円	年金 万円	農業・事業・不動産 万円	他収入 万円	合計 万円		
	別居のとき・認定対象 者への仕送額 万円	認定対象者を 扶養できない理由								
母	氏名	A. 実態同居 B. 実態別居 C. 死別 D. その他	年間 収入	給与 万円	年金 万円	農業・事業・不動産 万円	他収入 万円	合計 万円		
	別居のとき・認定対象 者への仕送額 万円	認定対象者を 扶養できない理由								
<b>4. 認定対象者の子・養子(生存中の者)の有無及び状況</b>				A. いない B. いる(下欄に記入)						
子 1	氏名	A. 実態同居 B. 実態別居	年間 収入	給与 万円	年金 万円	農業・事業・不動産 万円	他収入 万円	合計 万円		
	別居のとき・認定対象 者への仕送額 万円	認定対象者を 扶養できない理由								
子 2	氏名	A. 実態同居 B. 実態別居	年間 収入	給与 万円	年金 万円	農業・事業・不動産 万円	他収入 万円	合計 万円		
	別居のとき・認定対象 者への仕送額 万円	認定対象者を 扶養できない理由								
子 3	氏名	A. 実態同居 B. 実態別居	年間 収入	給与 万円	年金 万円	農業・事業・不動産 万円	他収入 万円	合計 万円		
	別居のとき・認定対象 者への仕送額 万円	認定対象者を 扶養できない理由								
<b>5. その他の扶養義務者(生存中の者)の有無及び状況</b>										
組合員からみた認定対象者			認定対象者からみて次の続柄の者				いずれかに○			
④実父母 ⑤養父母 ⑧兄弟 ⑨弟妹 ⑫配偶者の親			兄弟姉妹、(同居の)子の配偶者				A. いない			
⑥孫 ⑦祖父母			兄弟姉妹、(同居の)子の配偶者、父方及び母方の祖父母、孫				B. いる(下欄に記入)			
⑬その他※共済組合へ確認のこと										
氏名	認定対象者との関係・状況・別居のときの仕送り			年間収入	認定対象者を扶養できない理由					
1	続柄	A. 実態同居 B. 実態別居		仕送額 万円						
2	続柄	A. 実態同居 B. 実態別居		仕送額 万円						
3	続柄	A. 実態同居 B. 実態別居		仕送額 万円						
4	続柄	A. 実態同居 B. 実態別居		仕送額 万円						